

岡山港福島・高島地区港湾施設
指定管理者募集要項

岡山県土木部港湾課

岡山港福島・高島地区港湾施設 指定管理者募集要項

令和7年11月
岡山県土木部港湾課

岡山港における岡山県の管理に属する港湾施設の一部等について、次のとおり指定管理者を募集します。

1 対象施設

(1) 岡山港における岡山県の管理に属する港湾施設のうち、(2)に掲げる地区に所在する(3)に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）

(2) 所在地

ア 福島地区（岡山市南区築港元町地内をいう。以下同じ。）

イ 高島地区（岡山市中区新築港地内をいう。以下同じ。）

(3) 施設の名称及び数量等

ア 福島地区における施設

番号	施設の名称	施設の種別	数 量
1	福島(-)4.0m物揚場	物揚場（係留施設）	延長 360.4m
2	福島(-)5.5m岸壁	岸壁（係留施設）	延長 90.0m
3	福島(-)6.0m岸壁	岸壁（係留施設）	延長 135.0m
4	福島(-)5.5m耐震岸壁	岸壁（係留施設）	延長 139.0m
5	福島A棟	上屋（荷さばき施設）	総床面積 1,200㎡
6	福島B棟	上屋（荷さばき施設）	総床面積 1,000㎡
7	福島C棟	上屋（荷さばき施設）	総床面積 1,000㎡
8	福島1号地	野積場（保管施設）	面積 1,560.985㎡
9	福島2号地	野積場（保管施設）	面積 2,653.690㎡
10	福島3号地	野積場（保管施設）	面積 1,782.805㎡
11	福島4号地	野積場（保管施設）	面積 1,207.842㎡
12	福島5号地	野積場（保管施設）	面積 2,554.512㎡
13	福島5号地	港湾施設用地（臨港交通施設）	面積 1,012.50㎡
14	福島6号地	野積場（保管施設）	面積 2,549.939㎡
15	福島6号地	港湾施設用地	面積 1,650.00㎡
16	福島7号地	野積場（保管施設）	面積 3,607.219㎡
17	福島7号地	港湾施設用地	面積 2,100.00㎡
18	福島耐震背後1号地	野積場（保管施設）	面積 1,779.14㎡
19	福島耐震背後2号地	野積場（保管施設）	面積 1,398.79㎡
20	福島耐震背後3号地	野積場（保管施設）	面積 1,655.30㎡
21	福島給水	給水施設（船舶役務用施設）	1栓（給水口4箇所）
22	オイルフェンス格納庫	港湾管理用資材倉庫(港湾管理施設)	面積 60㎡
23	福島臨港2-1号線	道路（臨港交通施設）	延長 64m

24	福島臨港2-2号線	道路（臨港交通施設）	延長 64m
25	福島臨港3号線	道路（臨港交通施設）	延長 64m
26	1から25までの施設の の附帯施設	野積場の通路部分、上屋の敷地、福島(-)5.5m耐震岸壁の高 圧受電設備を含む。	

イ 高島地区における施設

番号	施設の名称	施設の種別	数 量
1	高島(-)4.0m物揚場	物揚場（係留施設）	延長 1,520m
2	高島(-)5.5m岸壁	岸壁（係留施設）	延長 470.0m
3	高島(-)7.5m岸壁A	岸壁（係留施設）	延長 260m(A, Bの合計)
4	高島(-)7.5m岸壁B	岸壁（係留施設）	
5	高島浮棧橋	浮棧橋（係留施設）	延長 25m×2面(1基)
6	高島1号上屋	上屋（荷さばき施設）	総床面積 2,241.638㎡
7	高島2号上屋	上屋（荷さばき施設）	総床面積 2,250㎡
8	高島1号地	野積場（保管施設）	面積 4,688.207㎡
9	高島2号地	野積場（保管施設）	面積 3,215.143㎡
10	高島3号地	野積場（保管施設）	面積 2,701.603㎡
11	高島4号地	野積場（保管施設）	面積 2,713.456㎡
12	高島5号地	野積場（保管施設）	面積 4,739.658㎡
13	高島6号地	野積場（保管施設）	面積 1,054.727㎡
14	高島7号地	野積場（保管施設）	面積 1,803.213㎡
15	高島8号地	野積場（保管施設）	面積 2,188.178㎡
16	高島9号地	野積場（保管施設）	面積 2,183.414㎡
17	高島10号地	野積場（保管施設）	面積 1,801.546㎡
18	高島11-1号地	野積場（保管施設）	面積 2,907.064㎡
19	高島11-2号地	野積場（保管施設）	面積 1,320.282㎡
20	高島11-3号地	野積場（保管施設）	面積 1,802.626㎡
21	高島12号地	野積場（保管施設）	面積 2,943.642㎡
22	高島13号地	野積場（保管施設）	面積 4,556.467㎡
23	高島14号地	野積場（保管施設）	面積 3,494.135㎡
24	高島15号地	野積場（保管施設）	面積 4,496.429㎡
25	高島16号地	野積場（保管施設）	面積 2,896.681㎡
26	高島17号地	野積場（保管施設）	面積 5,733.879㎡
27	高島18号地	野積場（保管施設）	面積 751.215㎡
28	高島18号地	港湾施設用地	面積 1,560.360㎡
29	高島18-1号地	野積場（保管施設）	面積 1,984.304㎡
30	高島19号地	野積場（保管施設）	面積 1,776.923㎡
31	高島20号地	野積場（保管施設）	面積 2,696.228㎡
32	高島21号地	港湾施設用地（船舶役務用施設）	面積 1,862.336㎡
33	高島22号地	野積場（保管施設）	面積 1,828.711㎡

3 4	高島23号地	野積場（保管施設）	面積 4,625.615m ²
3 5	高島給水	給水施設（船舶役務用施設）	1 栓（給水口 1 箇所） 所在地 新築港 6 番 1
3 6	高島給水	給水施設（船舶役務用施設）	2 栓（給水口 1 箇所） 所在地 新築港 9 番 1
3 7	高島臨港 3 号線	道路（臨港交通施設）	延長 189.4m
3 8	高島臨港 4 号線	道路（臨港交通施設）	延長 359.4m
3 9	高島臨港 5 号線	道路（臨港交通施設）	延長 359.4m
4 0	高島臨港 1 3 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.3m
4 1	高島臨港 1 4 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.4m
4 2	高島臨港 1 5 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.4m
4 3	高島臨港 1 6 号線	道路（臨港交通施設）	延長 39.7m
4 4	高島臨港 1 7 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.3m
4 5	高島臨港 1 8 号線	道路（臨港交通施設）	延長 31.9m
4 6	高島臨港 1 9 号線	道路（臨港交通施設）	延長 32.2m
4 7	高島臨港 2 0 号線	道路（臨港交通施設）	延長 32.1m
4 8	高島臨港 2 1 号線	道路（臨港交通施設）	延長 32.0m
4 9	高島臨港 2 2 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
5 0	高島臨港 2 3 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
5 1	高島臨港 2 4 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
5 2	高島臨港 2 5 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
5 3	高島臨港 2 6 号線	道路（臨港交通施設）	延長 52.9m
5 4	高島臨港 2 7 号線	道路（臨港交通施設）	延長 52.9m
5 5	高島臨港 2 8 号線	道路（臨港交通施設）	延長 52.9m
5 6	高島臨港 2 9 号線	道路（臨港交通施設）	延長 41.0m
5 7	高島臨港 3 0 号線	道路（臨港交通施設）	延長 40.5m
5 8	高島臨港 3 1 号線	道路（臨港交通施設）	延長 40.0m
5 9	高島臨港 3 2 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
6 0	高島臨港 3 3 号線	道路（臨港交通施設）	延長 39.2m
6 1	高島臨港 3 4 号線	道路（臨港交通施設）	延長 39.4m
6 2	高島 1 号緑地	緑地（港湾環境整備施設）	面積 2,308m ²
6 3	高島 2 号緑地 (ソフトボール球場含む。)	緑地（港湾環境整備施設）	面積 13,211m ²
6 4	高島 3 号緑地	緑地（港湾環境整備施設）	面積 1,341m ²
6 5	高島 4 号緑地	緑地（港湾環境整備施設）	面積 4,515m ²
6 6	高島 5 号緑地	緑地（港湾環境整備施設）	面積 3,943m ²
6 7	高島 6 号緑地	緑地（港湾環境整備施設）	面積 1,857m ²
6 8	高島 7 号緑地	緑地（港湾環境整備施設）	面積 6,347m ²
6 9	高島 8 号緑地	緑地（港湾環境整備施設）	面積 168m ²

70	1 から 69 までの施設の 附帯施設	上屋の敷地、高島18-1号地の設備一式（照明灯、障壁（フェンス）、扉（出入口ゲート）等）を含む。
----	------------------------	--

(4) 利用状況等

別紙（33ページのとおり）

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理施設の管理の基準は、別に示す岡山港福島・高島地区港湾施設指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）1（2）から（9）までに規定するとおりとする。

3 指定管理者が行う業務内容

- (1) 指定管理施設における岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和27年岡山県条例第21号。以下「管理条例」という。）第5条第1項ただし書の規定による行為の許可（同項第3号及び第10号に係るものを除く。）
- (2) 指定管理施設における管理条例第6条の規定による同条例第5条第1項ただし書の許可の取消し及び指定管理施設の使用の禁止等の命令
- (3) 指定管理施設における管理条例第7条第1項の規定による占用許可及びその目的、方法、面積、期間又は工作物の変更の許可
- (4) 指定管理施設における管理条例第7条第2項の規定による使用許可及びその期間伸長の許可
- (5) 指定管理施設における管理条例第9条第1項の規定による占用及び使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収
- (6) 指定管理施設における管理条例第10条の規定による利用料金の減免
- (7) 指定管理施設における管理条例第12条ただし書の規定による権利の譲渡等の許可
- (8) 指定管理施設における管理条例第13条の規定による占用又は使用の許可の取消し及び占用又は使用の許可条件の変更等
- (9) 指定管理施設における管理条例第14条ただし書の規定による原状回復の免除
- (10) 指定管理施設における管理条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付
- (11) 指定管理施設の維持管理に関する業務
- (12) (11)に掲げるもののほか指定管理施設の運営に関する業務
- (13) 利用者アンケート調査の実施
- (14) その他業務仕様書に規定する業務

※清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者に委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。

4 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間（予定）

5 管理運営費、利用料金及び岡山県への納入額等

- (1) 当該指定管理施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用するので、指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとする。
なお、利用料金等収支実績は、別紙（33ページ）のとおりである。
- (2) 消耗品（電球等）の交換及び1件55万円までであって年総額330万円までの施設の修繕並びに消防用設備等の法定点検については、指定管理者の負担とする。
- (3) 岡山県への納入額は、次のとおりとする。

①基準納入額

基準納入額は次のとおりとし、会計年度ごとに岡山県へ納入するものとする。

- ・基準納入額 132,000,000円（消費税及び地方消費税の額12,000,000円を含む）
（収入基準額 189,666千円と支出基準額 57,602千円の差額に基づき岡山県が定めた額）

- ・消費税率及び地方消費税率に変更があった場合は、120,000,000円に変更後の消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。

次のようなやむを得ない特別な理由があると知事が認める場合を除き、原則として変更しないことを留意の上、収入見込額、支出見込額を提案すること。

- ・大規模な事故、甚大な自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき。
- ・岡山県の施策として当該施設に係る業務の変更又は新たな業務の実施の必要があるとき。

② 予定剰余金追加納入額

申請時に提出する収支予算書（R8～R12の年度毎）の収入と支出の差額（予定剰余金）のうち、基準納入額を上回る額の2分の1の額（予定剰余金追加納入額）を会計年度ごとに岡山県へ納入するものとする。

③ 決算剰余金追加納入額

毎会計年度終了後、利用料金等の収入額から管理運営費等の支出額を控除した額（決算剰余金）が予定剰余金（予定剰余金が基準納入額を下回る場合は基準納入額）を上回る場合、その上回る額の2分の1の額（決算剰余金追加納入額）を岡山県へ納入するものとする。

④ 課税の取り扱い

- ・基準納入額及び予定剰余金追加納入額は、消費税及び地方消費税との関係において、指定管理施設を維持管理し、使用等の許可をし、その利用料金を収入させる対価であり、課税取引とする。
- ・決算剰余金追加納入額は、上記の対価に当たらず、不課税とする。

⑤ 納入額、納入方法及び納入時期

岡山県へ納入する額の算定方法については、岡山県と指定管理者で初年度に締結する包括協定で定め、納入額、納入方法及び納入時期については、年度ごとに年度協定で定める。

⑥ その他

決算剰余金が予定剰余金を下回った場合においても、基準納入額及び予定剰余金追加納入額は、原則として変更しない。

- (4) 次のとおり、賃金及び物価に関する指標の変動を岡山県への納入金又は指定管理料に毎年度反映（賃金・物価スライド）させることとし、その旨を包括協定において規定する。

【包括協定における賃金・物価スライドの規定内容】

リスク分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、県又は指定管理者の申出（申出期限：各年度の11月●日）があったときは、別紙「包括協定における賃金・物価スライドの規定内容」の算定方法によって算定した額により、納入金を変更し、又は指定管理料を支払うものとする。

- ① 100に、令和7年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む。）における月例給の改定率をいう。）に1を加えた数を乗じて算定した数値（小数点以下第2位を四捨五入）が100以外のとき
- ② 令和6年度の消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）をいう。）を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）が97未満のとき又は103を超えるとき

- (5) 利用料金は、管理条例第9条第2項に規定する基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。
- (6) 利用料金を減免しようとする場合は、知事の承認を受けて減免基準を定めること。
- (7) 管理条例第9条に規定する基準額は、指定期間中に改定する場合がある。改定した場合の利用料金の基準額の再設定等必要となる事項については、別途年度協定で定めることとする。
- (8) 指定管理施設の目的外使用許可は岡山県が行い、行政財産使用料は岡山県の収入とする。
- (9) 施設の管理業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計とは区分して経理すること。

6 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は次のとおりとする。

- ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- イ 港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に掲げる施設をいう。）の管理業務に携わった実績を有する法人等又は当該業務に携わった経験を有する者を業務に従事させることができる法人等
- ウ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成16年国土交通省令第59号）第56条第1項及び第2項に規定する要件を満たす者又は満たす見込みである者を、埠頭保安管理者の業務に従事させることができる法人等
- エ 岡山港福島地区又は高島地区に近接した位置に、業務に当たる事務所を確保することができる法人等
- オ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑥ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について、徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）
- カ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 指定管理施設の使用許可の申請団体でないこと。

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

- ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。
- イ 当該グループの全構成員が、(1)ア、オ、カ、キの応募資格を有する必要があること。
- ウ 当該グループの代表となる法人等が、(1)イ、ウ、エの応募資格を有する必要があること。
- エ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。
- オ 応募に関する事務は、全て代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。
また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月15日（月）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁6階 岡山県土木部港湾課

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取るか、港湾課のホームページからダウンロードすること。

(アドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>)

(2) 説明会

- ア 開催日時 令和7年11月25日(火) 午前10時から
イ 開催場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁3階 302会議室
ウ 内容 募集要項、業務仕様書等の説明
エ 留意事項 ・募集要項、業務仕様書等資料一式を持参すること。
・参加者多数の場合など、日時場所を変更することがある。
・参加できる人数は、一法人等につき2名までとする。

(3) 説明会への参加手続

参加を希望する法人等は、説明会参加申込書に所定の事項を記入の上、電子メール又はファクシミリにより申し込むこと。

なお、申込みを行った場合は、送信した旨を電話にて連絡し、受取りの確認をすること。

- ア 申込期間
令和7年11月14日(金)から令和7年11月20日(木)まで(休日を除く。)
なお、電話確認は上記期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
イ 申込先
・電子メール kowan@pref.okayama.lg.jp
・ファクシミリ 086-227-5551
・確認先電話 086-226-7484

(4) 質問事項

質問は、質問票に記載の上、電子メール又はファクシミリで送付すること(電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。)

なお、質問票を送付した場合は、送信した旨を電話にて連絡し、受取りの確認をすること。

- ア 受付期間
令和7年11月26日(水)から令和7年12月2日(火)まで(休日を除く。)
なお、電話確認は上記期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
イ 送付先
・電子メール kowan@pref.okayama.lg.jp
・ファクシミリ 086-227-5551
・確認先電話 086-226-7484

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、令和7年12月8日(月)(未定)までを目途に、港湾課ホームページにおいて公表する(質問者名は明示しない。)

(5) 現地・施設見学

対象施設の視察・見学を希望する場合は、あらかじめ対象施設に連絡の上、訪問すること。
(電話086-262-4359)

(6) 指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出すること。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書(様式1。以下「指定申請書」という。)
- ② 事業計画書(様式2)及び収支予算書(様式3)
- ③ 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要がわかるもの
- ④ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

- ⑥ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ⑦ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
 - ⑧ 役員名簿（様式４）
 - ⑨ ６（１）オの欠格事由に該当しない旨の申立書（様式５）
 - ⑩ 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）（様式６）
 - ⑪ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）の完納証明書（徴収の猶予を受けている場合はその状況が明記されているもの）
 - ⑫ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書（納税の猶予を受けている場合はその状況が明記されているもの。）
 - ⑬ グループを構成して応募する場合は、グループ構成員表及びグループ協定書（写し）
 - ⑭ 対象施設管理業務の従事予定者のうち６（１）ウの要件を満たす者の名簿（様式７）
- イ 提出部数
正本１部、副本９部（副本は複写可とする。）
- ウ 受付期間
令和７年１１月１４日（金）から令和７年１２月１５日（月）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで
- エ 提出場所
〒７００－８５７０ 岡山市北区内山下二丁目４番６号 岡山県庁６階
岡山県土木部港湾課
- オ 提出方法
持参又は書留郵便による郵送（いずれもウの受付期間内に必着のこと。）

8 指定管理者の審査基準及び配点
(選定委員1名の配点)

選定基準	審査項目	審査内容(審査の視点)	ウェイト	配点
利用者の平等な利用を確保することができるものであること。	①管理運営の基本方針	(公の施設としての設置目的への理解)(様式2-2) ・施設の設置目的を理解し、施設を活かす提案内容であるか。	1	5
		(県の管理運営方針との整合性) ・県の管理運営方針と応募者が提案した管理運営方針は一致しているか。(様式2-3) ・使用許可の考え方は、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。(様式2-4) ・不正使用の予防及び発見について適切な措置が講じられているか。(様式2-5)	1	5
		小 計		10
施設の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。	②サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	(サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果) ・利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。(様式2-6)	1	5
		(利用促進に向けた方策)(様式2-7) ・施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。	1	5
		小 計		10
	③危機管理に関する取組	(災害等緊急時の対応)(様式2-8) ・災害その他緊急時の対応方策が確保されているか。 ・災害その他緊急時に対応するための教育及び訓練の方策が充実しているか。	2	10
		(事故防止の取組や事故発生時の対応)(様式2-9) ・事故防止の取組がなされているか。 ・事故発生時の対応方策が確保されているか。 ・施設の安全点検計画が策定されているか。 ・職員間の緊急連絡網が整備されているか。	1	5
		(個人情報保護、秘密漏洩防止・情報管理、利用者からの苦情等の対応)(様式2-10) ・個人情報保護対策は万全か。 ・情報漏洩防止措置など情報管理体制は万全か。 ・利用者等からの苦情対応は適切か。	1	5
		小 計		20
	④効率的な管理運営に関する取組	(収支計画の妥当性、実現の可能性)(様式2-11, 様式3) ・収支計画の内容は妥当か。また、管理運営計画との整合性は図られているか。	2	10
		(効率的な維持管理計画)(様式2-12) ・適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の縮減等に取り組む内容であるか。	1	5
		小 計		15

事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。	⑤申請者の管理運営体制	(組織体制) (様式2-1, 13, 14) ・施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。 ・施設管理業務に関する専門的な知識と経験を有した職員配置計画か。 ・管理責任者について、運営に必要な知識や資質が十分な者が確保される予定か。 ・県や各種団体との調整や連携を円滑に行うことができるか。	3	15
		小 計		15
	⑥法令等の遵守状況	・労働法令その他の関係法令等について監督官庁から指導等を受けていないか。(様式2-15)	1	5
		小 計		5
	⑦申請者の経理的基礎	・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・指定期間中に経営が破綻するおそれはないか。(様式2-16)	3	15
		小 計		15
	⑧申請者の技術的能力	・港湾保安法に基づく埠頭保安管理に関する知識と経験が豊富な職員を保有しているか。(様式2-17, 様式7)	2	10
		小 計		10
	合 計		100	

※各委員は、審査内容（審査の視点）について、次により、「1」から「5」までの5段階評価を行う。

この評価数値に、ウエイト欄に記載した数値を乗じて得た点を当該項目の評価点とする。

評 価	評価内容	評 価 点
「5」	特に優れている	ウエイト × 5
「4」	優れている	ウエイト × 4
「3」	普通	ウエイト × 3
「2」	やや劣っている	ウエイト × 2
「1」	劣っている	ウエイト × 1

※審査項目①管理運営の基本方針について、各委員の採点の合計点が、満点の6割に達しない場合は、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は、失格とする。

9 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補を選定するため、有識者等6名程度で構成する「岡山県土木部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 資格審査

申請書類の提出時に、港湾課において応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

(3) 申請者によるプレゼンテーションの実施

申請者による公開プレゼンテーションを実施する。なお、実施時期等については、別途申請者に通知する。

(4) 選定委員会による審査

上記「8 指定管理者の審査基準及び配点」により、各申請者の事業計画について審査を行い、各選定委員が付けた得点の合計点が最高の者を指定管理者候補とする。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、採点結果等を県ホームページに掲載する。（令和8年1月予定）

(6) 指定管理者の指定

指定管理者候補は、令和8年2月県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。

10 協定の締結

指定管理者の指定及び予算成立の後において、管理運営の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結する。

協定は、指定期間全体に関する包括的な協定（以下「包括協定」という。）と年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）をそれぞれ次の項目について締結する。

(1) 包括協定

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 管理経費に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項
- カ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- キ 指定期間に関する事項
- ク 業務分担及びリスク分担に関する事項
- ケ その他

(2) 年度協定

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度の管理経費に関する事項
- ウ その他

11 管理継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理施設の管理業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理施設の管理業務を継続することが困難となったときなどには、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとする。

ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、県は、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとする。

エ 指定の取消等により、次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく本施設の管理業務を遂行できるよう必要な対応を行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県、指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、管理業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者を指定管理予定候補者として、施設の管理に関する協議を行うことがある。

12 業務分担及びリスク分担に関する事項

県と指定管理者の間における業務分担及びリスク分担は次表のとおりである。なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上、決定することとする。

表 1 業務分担に関する事項

内 容	県	指 定 管理者
対象施設の使用許可		○
対象施設の占用許可		○
占用及び使用に係る料金の徴収・不法使用者に対する指導		○
不法使用者に対する監督処分・行政代執行	○	
対象施設の保安全管理業務・保守点検・清掃・消耗品交換等		○
入出港届の受理・対象施設の目的外使用許可	○	

表 2 リスク分担に関する事項

種 類	内 容	県	指 定 管理者
施設・設備の 損傷	① 施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	② 指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	③ ①②以外のもので、1件55万円まで年総額330万円までの修繕		○
	④ ①～③以外のもの	○	
物価変動等	人件費、物件費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制 の変更等	① 施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	② 指定管理者自身に影響を及ぼす法令又は税制変更		○
第三者への賠 償	① 指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	② ①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び 住民への対応	① 指定管理者の業務に関するもの		○
	② ①以外のもの	○	

指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次的な対応の責任を有し、施設又は施設使用者に災害等があったときは、直ちに岡山県に報告するとともに、迅速かつ適切に対処しなければならない。

利用者等に係る保険（施設賠償責任保険）の加入については、特約条項の附帯などにより、当該保険の被保険者の範囲に県が含まれていることを条件とする。

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年法律第50号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とする。

14 問合せ先

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部港湾課

TEL 086-226-7484

FAX 086-227-5551

電子メール kowan@pref.okayama.lg.jp

(別紙) 包括協定における賃金・物価スライドの規定内容

1 算定の基礎金額

(令和 年度～令和 年度) ※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額 (円)	内訳
人件費	正規職員賃金	「管理運営業務に係る収支予算書」 申請時に提出する に基づき設定	○円×○人＝ ○円×○人＝
	非正規職員賃金		○円×○人＝ ○円×○人＝
	法定福利費		上記計×○％
	〇〇費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	〇〇費		
	合計		

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和 7 年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率(※ 1)に 1 を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入
物件費	令和 6 年度の消費者物価指数(※ 2)を 100 とした場合の、各年度の前年度の 1 0 月から各年度の 9 月までの 1 年間の平均値	・ 左記数値が 97 未満の場合 左記数値－100＋3 (％) ・ 左記数値が 103 超の場合 左記数値－100－3 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入

※ 1 岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む。）における月例給の改定率

※ 2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ①増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②指定管理者が令和 7 年度以降に実施したベースアップによる影響額（原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。）	・ 増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと。 ・ 端数処理
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	・ 端数処理

様式 1

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書
(岡山港福島・高島地区港湾施設)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

申請者 所在地
 法人(団体)名
 代表者名
 連絡先
 担当者名
 電話番号

岡山港福島・高島地区港湾施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式 2

事業計画書

1 法人（団体）の概要

法人（団体）名		
代 表 者 名		
主たる事務所の所在地		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
設 立 年 月 日		
資本金（基本財産）		
従 業 員 数		
主 な 事 業 内 容		
港湾施設の管理実績 （従業員が従事した ものを含む。）	・施設名（ ） ・所在地（ 市 ） ・管理運営期間（ 年 月 ～ 年 月 ） ・従業員氏名・生年月日（ ・ 年 月 日） ・従業員住所（ 市 ）	
（主たる事務所の所在地が岡山県外の場合） 岡山県内の支店又はこれに準ずる事務所	名 称	
	※支店長名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

※支店長又はこれに準ずる事務所長の役職名及び氏名を記載のこと。

2 申請理由

岡山港福島・高島地区港湾施設の管理を行う意欲について

※岡山港福島・高島地区港湾施設の目的の達成に向け、当該施設に対する管理業務実施の意欲、考え方について記載すること。

3 管理運営の基本方針

岡山港福島・高島地区港湾施設の管理に当たっての基本方針について

※当該施設の管理に当たって重視したいことや港湾施設の設置目的に沿った管理の方針について記載すること。

4 平等利用の確保

利用者の平等利用を確保するための方策について

※公の施設として中立かつ公正に利用許可を行うに当たり、関係法令の遵守等を含め、どのようなことに留意するか具体的に記載すること。

5 不正使用の予防等

不正使用の予防及び発見についての方策について

※指定管理施設に係る監視体制や不正使用発見時の対処方策について記載すること。

6 サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組

サービス向上を図るための具体的な方策について

※利用者に対するサービス向上のための具体的な方策について記載すること。

7 利用促進に向けた方策

利用促進に向けた具体的かつ効果的な方策について

※利用促進、利用者増加への取り組み、広報PRのための具体的な方策について記載すること。

8 災害等緊急時の対応

災害その他緊急時に適切な措置を講じるための方策について

※津波、台風接近時や災害、事故等不測の事態が発生した場合の対処方法（職員配置、通報、救支援のための連絡体制、対応業務）及び夜間警備、教育、訓練等防犯に係る具体的な方策について記載すること。

9 安全・危機管理

事故防止の取組、事故発生時の対応について

※利用者への安全上の遵守事項の指導方法、航行の助言、その他事故防止の取組等について記載すること。

10 個人情報の保護、秘密漏洩防止・情報管理、利用者からの苦情等の対応

利用者の個人情報の保護を図るための方策、情報漏洩を防止する情報管理体制その他について

※利用者の個人情報の管理方法、職員への指導、関係書類の保管管理等に係る方策、利用者からの苦情等に対する対応方策や県との連携等について記載すること。

11 収支計画の妥当性、実現の可能性

収支計画の基本的な考え方及び管理運営計画との整合性について

※収支計画の内容や、当該収支計画と管理運営計画との整合性についての考え方を具体的に記載すること。

1 2 効率的な維持管理計画

適正かつ確実に維持管理を行い、効率的に管理運営し、経費を縮減するための方策について

※適正かつ確実な維持管理計画の策定や、管理経費の縮減に関する創意工夫や取組みについて記載すること。

1 3 組織・管理運営体制

職員の配置及び採用についての方針、管理運営体制について

※実務経験者、有資格者、専門職の採用等、業務を的確に実施できる職員配置方針・管理運営体制について記載すること。

人員及び事務分掌			
職 名	人数	事 務 分 掌	備考(資格その他特記事項等)

勤務シフト			
職 名	人数	勤 務 時 間	備 考

(ローテーション表など別紙可。様式自由)

1 4 県、各種団体との調整・連携

県や各種団体との調整・連携を図るための方策等について

※円滑な調整・連携を図るための具体的な方策、執行体制等について記載すること。

1 5 法令等の遵守状況

応募者たる法人（団体）の法令等の遵守状況について

※労働法令その他の関係法令等の違反等による監督官庁からの指導等の有無について記載すること。
（募集の締切日から起算して過去3年以内）

1 6 申請者の経理的基礎

応募者たる法人（団体）の経営基盤の安定を図るための方策について

※経営基盤の安定を図るための具体的な方策について記載すること。

1 7 申請者の技術的能力

港湾保安法に基づく埠頭保安管理に関する経験・実績について

※埠頭保安管理に関する知識・経験が豊富な職員についてその知識・経験がわかるよう具体的に記載すること。

1 8 その他

その他特筆すべき事項があれば具体的に記載すること。

収 支 予 算 書 (様式例)

1 収入

項 目	積 算 内 訳	金 額				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用料金						
事業収入						
その他						
収 入 合 計(A)						

2 支出

項 目	積 算 内 訳	金 額				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	給料					
	職員手当					
	臨時職員賃金					
	共済費					
	小計					
管理運営費	電気保安全管理					
	消防用設備保守点検					
	備品法定点検					
	施設賠償責任保険料					
	物損保険料					
	警備費					
	小計					
諸経費	光熱水費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	通信費					
	雑費					
	小計					
支 出 合 計(B)						

予定剰余金(C) ((A) - (B))					
----------------------	--	--	--	--	--

追加納入額 ((C) - 基準納入額(132,000千円)) × 1/2					
---	--	--	--	--	--

※この様式を参考例として、積算内訳がわかる収支予算書とすること。

役 員 名 簿

役 職 名	氏 名	住 所	備 考

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

主たる事務所
の所在地
申請者 法人(団体)名
代表者氏名

岡山港福島・高島地区港湾施設の指定管理者の指定申請に係る申立書

岡山港福島・高島地区港湾施設の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 5 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 6 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について、徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

主たる事務所
の所在地

名 称

役 職 名
代表者氏名

印

裏面もご確認ください。

記入時の注意事項

所在地、名称、役職名及び代表者氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

- ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第 32 条第 1 項第 3 号において同じ。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

埠頭保安管理者への従事予定者名簿

※港湾保安法施行規則第 56 条第 1 項及び第 2 項に掲げる要件を満たす者
又は満たす見込みである者

1 役職名

2 氏 名

3 住 所

4 生年月日

(以下、埠頭保安管理者としての従事実績があれば記載のこと。)

5 従事施設名

6 所在地

7 従事期間

年 月 ～ 年 月

(別紙)

利用料金等収支状況

○許可件数

(単位:件)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
港湾施設占用	45	48	50	51
係留施設使用	1,140	957	768	677
野積場使用	549	543	550	558
上屋使用	93	96	96	96
合 計	1,827	1,644	1,464	1,382

○収支実績

1 収入

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
港湾施設占用料	4,215	4,899	5,389	5,395
係留施設使用料	12,333	15,476	14,857	17,215
野積場使用料	136,463	130,461	130,382	132,244
上屋使用料	41,604	43,818	43,354	44,485
その他収入	822	1,051	951	1,385
合 計	195,437	195,705	194,933	200,724

2 支出

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	21,592	21,246	23,409	21,423
管理運営費	17,056	17,768	18,797	18,395
事業費	10,839	10,948	10,572	11,888
その他支出	11,002	10,816	9,367	12,186
合 計	60,489	60,778	62,145	63,892

○県への納入額

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県への納入額 (うち基準納入額)	129,074 (123,200)	129,064 (123,200)	127,994 (123,200)	130,016 (123,200)

説 明 会 参 加 申 込 書

岡山港福島・高島地区港湾施設の指定管理者募集に係る説明会に参加を申し込みます。

令和 年 月 日

岡山県土木部港湾課 御中

(提出者) 主たる事務所の所在地
法人(団体)名
代表者氏名
電話番号
FAX番号

(参加者)

所 属	氏 名

質 問 票

令和 年 月 日

岡山県土木部港湾課 御中
FAX 0 8 6 - 2 2 7 - 5 5 5 1

主たる事務所
の所在地
法人(団体)名
担当者名
電話番号
F A X 番号

岡山港福島・高島地区港湾施設の指定管理者募集について、次の質問をします。

番号	質 問 内 容
1	
2	
3	
4	
5	